

## 銀行、正常先にも引当金・・・

2019年5月8日の日経新聞に「銀行、正常先にも引当金／金融庁方針『将来のリスク』に備え／成長融資と両立促す」という記事が掲載されていました。

日経新聞によりますと、「金融庁は銀行に対し、融資先の将来の経営リスクに応じた引当金の計上を認める方針だ。これまでは損益など過去の実績に基づいて判断するしかなかった。引き当てをした企業への追加融資もしやすくする。今は正常な融資先でも人口減などで経営が悪化する恐れはある。地方銀行などが余裕のあるうちに備えつつ、成長に向けた資金供給を両立できるようにする」の事です。

### <参考>引当金を計上するということは？

金融機関は融資を回収できなくなるといったリスクに備え、貸倒引当金(一般、個別)を積んでいます。決算では費用に計上され、債務者区分が悪化すればより多くの引当金を積みねばなりません。逆に、融資先の業績が改善して債務者区分が上がると、貸倒引当金は不要になり、「戻り益」として利益を押し上げる要因にもなります。「個別貸倒引当金」とは、破綻先・実質破綻先／破綻懸念先に対する債権について、貸し倒れに備えて、債務者ごとに計上するものです。「一般貸倒引当金」とは、要注意先／正常先の債権に対して、その債務者区分全体の過去の貸倒率などに基づいて、その区分の債権全体に対して一括に計上をする引当金のことをいいます。

金融庁は2019年度中に金融検査マニュアルを廃止して、その代わりとなる「ディスクッションペーパー」と呼ばれる手引書を作成することになっています。新たな引当てに関する考え方については、これに盛り込み、2020年度にも適用される予定です。

金融検査マニュアルは、バブル崩壊後の1999年導入されました。金融機関を検査する「金融検査官」のマニュアル(基準書)です。その目的は「不良債権」処理です。これまでは、マニュアルに基づいて、一律の形式主義にて引当金を計上してきた経緯があります。金融機関は、融資先企業を「正常先」「要注意先(その他／要管理先)」「破綻懸念先」「実質破

綻先」「破綻先」に区分します(債務者区分)。正常先であれば、引当率は0%台から、「破綻先」の場合は100%計上しなければなりません。「要管理先」以下はいわゆる不良債権となります。

これまでの金融検査マニュアルに基づく金融行政は、金融機関の裁量を制限することにより不良債権処理が進み、金融不安を収束される効果がありました。その結果、引当金も大きく減少しました。しかしながら、その副作用として、画一的な対応になり担保や保証などを求め、企業の将来性や事業性を評価するという金融機関の本来あるべき姿から遠のいてしまった感は否めません。

これまでは、引当金を計上すれば、すなわち「業績の悪い企業」であり、債務者区分が低く、追加融資などは難しいというのが通常の考え方でした。しかしながら、今後はこの考え方を改めることとなります。新たな方針では金融機関の裁量で引当金を積むことを認めることとなります。黒字決算が続く業績が堅調な企業への融資でも、将来のリスクを考えて引当金を積むようなケースです。たとえば、「正常先」でも高齢の経営者で後継者がいない場合は廃業リスクがあります。逆に赤字でも、経営再建が進んでいて、銀行も支援に全面的に関与しているのであれば融資が焦げ付くリスクは相対的に低くなります。

金融庁は、平成30年から有識者や金融機関による「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を発足させ、よりの確な将来見通しに基づく引き当てを可能にする枠組みについて議論をしてきました。金融機関からは「償却・引当方法について現行の枠組みを含め、金融機関の選択の自由度を認めてほしい。検査・監督の観点から、予見可能性を高める意味でも、一定の指針(ガイドライン等)が示されると、実務対応がしやすい」等との意見が出ています。

この新たな方針は、私たち中小企業にとってはどういう影響があるのでしょうか。金融機関の融資先企業を見る能力(将来性、事業性など)が問われることになりそうです。また、果たして体力のない地域金融機関が引当てを積み上げながら追加融資できるのでしょうか? 今後の動向を注視していきましょう。